

奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十六号

奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県研究開発支援補助金選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 審査に必要な専門知識を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門委員)

第六条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、調査に必要な専門知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

7 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第八条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に係る者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第九条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、産業・観光・雇用振興部産業政策課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。